

令和3年4月23日

保護者 様

佐世保市立日野中学校  
校長 池田 美祐紀

### 独立法人日本スポーツ振興センター掛金納入について

麗春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

さて、日本スポーツ振興センターでは、学校管理下における生徒の災害に対して医療費などの一部を支給する制度がもうけられており、毎年全校生徒が一定の掛金を納入し加入をしています。本年度の掛金は下記の通りとなっていますので、期限内までの納入をよろしくお願いいたします。

#### 記

- |        |                                                     |                             |
|--------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 掛 金  | 生徒一人当たり                                             | 920 円（その内 460 円を佐世保市が負担します） |
|        | 保護者負担額                                              | <u>460円</u>                 |
| 2 納入期限 | <u>5月10日（月）</u>                                     |                             |
| 3 納入方法 | 配付した封筒に学年、学級、出席番号、生徒氏名を記入し、お釣りのないように学級担任まで納入してください。 |                             |

#### 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共催給付制度」について

- 1 学校管理下での災害（負傷・疾病・傷害・死亡）につき、医療費、障害見舞金、死亡見舞金が支給される
    - ・健康保険法による医療報酬が5,000円以上の場合にその4割が給付されます。
  - 2 給付対象となる場合（学校管理下）
    - ・学校において教育課程に基づいた授業を受けているとき。
    - ・体育大会や修学旅行、見学旅行等の学校の教育計画に基づいた課外授業を受けているとき。
    - ・休憩時間中、その他校長の指示に基づいて学校にいますとき。
    - ・通常の経路および方法で通学するとき。
  - 3 給付の対象とならない場合
    - ・総医療費が5,000円未満の場合。
    - ・同一災害につき、治療を受けてから満10年が経過した場合。
    - ・交通事故等で損害賠償を受けた場合。
    - ・負傷に起因することがでない疾病。
    - ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する生徒にかかわる災害。
- 注）・請求手続きは学校が行います。学校管理下でお子様が災害にあわれた場合には、まず学校へお知らせください。手続きに必要な書類をお渡しいたします。
- ・災害給付制度を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求を行わないと、時効によって請求権がなくなります。
  - ・200床以上の病院に初診で紹介状なしで受診すると「選定医療費」がかかります。その場合スポーツ振興センター災害共済給付の対象委はなりません。